

山口県報

平成20年
5月16日
(金曜日)

目次

告示

- 国土調査の指定(地域政策課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定医療機関の廃止の届出(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく医療機関の指定(厚政課).....一
- 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課).....二
- 生活保護法の規定に基づく介護機関の指定(五件)(厚政課).....三
- 土地改良区定款変更の認可(農村整備課).....六
- 土地改良事業施行の認可(農村整備課).....七
- 保安林の指定(森林整備課).....七
- 遊漁規則の変更認可(水産振興課).....七
- 道路の供用の開始(道路整備課).....九
- 山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示の一部改正(会計課).....九
- 公告
- 国土調査の成果の認証(地域政策課).....〇
- 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課).....〇
- 貸金業者の登録の取消し(経営金融課).....〇
- 土地改良区役員の届出(農村整備課).....〇
- 基本測量の実施(監理課).....〇
- 開発行為に関する工事を完了(建築指導課).....一
- 教委公告
- 平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施.....一
- 選管告示
- 政治資金規正法第十七条第二項の規定の適用を受ける政治団体の名称等.....八
- 選挙人名簿選挙時被登録資格の決定の基準となる日等.....九

山口県告示第二百四十号

国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条第三項の規定により、次のとおり国土調査の指定をした。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 地籍調査を行う者の名称

平生町

二 調査地域

熊毛郡平生町大字平生町及び大字平生村

三 調査期間

平成二十年五月十六日から平成二十一年三月三十一日まで

四 指定の年月日

平成二十年五月十六日

山口県告示第二百四十一号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十条の二の規定により、指定医療機関から次のとおり医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

名	療	所	機	在	地	廃止年月日
こぐし歯科	療	宇部市大字小串四〇二の一	機	在	地	平成一九、九、三〇
小羽山薬局	療	南小羽山町二丁目一九番一	機	在	地	平成二〇、二、二九

山口県告示第二百四十二号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第四十九条の規定により、医療扶助の

名称	主たる事務所の所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
居宅介護支援事業者 名称 の所在地	居宅介護支援事業所 所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分二八三の一	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分二八三の一	美祢市大嶺町東分二八三の一	平成二〇、三、二〇
医療法人山陽会	周南市大字大河内二五六の三	三丘温泉指定居宅介護支援事業所	周南市大字小松原一二三三の三	周南市大字小松原一二三三の三	二、二九
社会福祉法人美東町社会福祉協議会	美祢郡美東町大字大田五八七〇の一	美東町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	美祢郡美東町大字大田五八七〇の一	美祢郡美東町大字大田五八七〇の一	三、二〇
特定福祉用具販売事業者 名称 の所在地	特定福祉用具販売事業所 所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
株式会社はんど	宇部市小松原町二丁目一〇番二四号	はんど山口店	山口市大内長野七七六の二	山口市大内長野七七六の二	平成二〇、三、三一
株式会社ダスキンせらい	光市光井一丁目一四番一七号	ダスキンせらい介護事業部	岩国市麻里布町六丁目一番七号	岩国市麻里布町六丁目一番七号	"
介護老人保健施設 名称 の所在地	介護老人保健施設 所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
美祢市介護老人保健施設グリーンヒル美祢	美祢市大嶺町東分二二二三の一	美祢市大嶺町東分二二二三の一	美祢市大嶺町東分二二二三の一	美祢市大嶺町東分二二二三の一	平成二〇、三、二〇
介護療養型医療施設 名称 の所在地	介護療養型医療施設 所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	平成二〇、三、二〇
介護予防事業者 氏名又は名称 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業所 所在地	名称	名称	所在地	事業の種類 廃止年月日

グリーンコープやまぐち生協同組合	宇部市大字西一岐波三六一	グリーンコープふくしセンターわかば	防府市大字植松一八九四	介護訪問	平成二〇、三、三一
社会福祉法人美東町社会福祉協議会	美祢郡美東町大字大田五八七〇の一	美東町社会福祉協議会訪問介護支援事業所	美祢郡美東町大字大田五八七〇の一	"	二〇
社会福祉法人秋芳町社会福祉協議会	秋芳町大字秋吉五三	社会福祉法人秋芳町社会福祉協議会	秋芳町大字秋吉五三	"	"
共立美東国民健康保険病院	美東町大字大田三八〇〇	美秋訪問看護ステーション	美東町大字大田三八〇〇	介護訪問	"
"	"	共立美東国民健康保険病院	"	介護訪問	"
医療法人山陽会	周南市大字大河内二五六の三	三丘温泉デイサービスセンター	周南市大字小松原一二三三の三	介護訪問	二、二九
共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	共立美東国民健康保険病院	美祢郡美東町大字大田三八〇〇	介護訪問	三、二〇
株式会社はんど	宇部市小松原町二丁目一〇番二四号	はんど山口店	山口市大内長野七七六の二	介護訪問	"
株式会社ダスキンせらい	光市光井一丁目一四番一七号	ダスキンせらい介護事業部	岩国市麻里布町六丁目一番七号	介護訪問	"
特定介護予防福祉用具販売事業者 名称 の所在地	特定介護予防福祉用具販売事業所 所在地	名称	名称	所在地	廃止年月日
株式会社ダスキンせらい	光市光井一丁目一四番一七号	ダスキンせらい介護事業部	岩国市麻里布町六丁目一番七号	介護訪問	平成二〇、三、三一

山口県告示第二百四十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、

介護扶助のための居宅介護を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

氏名又は名称	住所又は主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	事業所の所在地	事業の種類	指定年月日
合同会社サポートセンターびつっころ	宇部市あすとびあ五丁目一六番二号	サポートセンターびつっころ	宇部市あすとびあ五丁目一六番二号	訪問介護	平成二〇、四、一
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	ヘルパーステーション宇部あおい苑	恩田町三丁目八番一	訪問介護	平成二〇、四、一
株式会社愛優会	宇部市大字船木九七九の一	ヘルパーステーション末来	宇部市大字船木九七九の一	訪問介護	平成二〇、四、一
萩市	萩市大字江向五一〇	萩市ヘルパーステーション指月園	萩市大字楢東一四六〇	訪問介護	平成二〇、四、一
社会福祉法人グリーンコープ	福岡市博多区博多駅中央街八番三六号	ふくしサービスセンターわが	防府市大字植松一八九四の二	訪問介護	平成二〇、四、一
株式会社無尽蔵	光市浅江七丁目一七番七号	訪問介護ありがとつ	下松市大字河内一九三三の一	訪問介護	平成二〇、四、一
社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分二八三三の一	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会秋芳	美祢市秋芳町秋吉五三一三	訪問介護	平成二〇、四、一
社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分二八三三の一	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会美東	美東町大田五八七〇の一	訪問介護	平成二〇、四、一
社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美祢市大嶺町東分二八三三の一	社会福祉法人美祢市社会福祉協議会	美東町大田五八七〇の一	訪問介護	平成二〇、四、一
美祢市	美祢市大嶺町東分二八三三の一	美祢市社会福祉協議会	美東町大田五八七〇の一	訪問介護	平成二〇、四、一

医療法人健仁会	山陽小野田市日の出三丁目七番二号	介護老人保健施設あさ紫苑	山陽小野田市大字山川九〇の一	訪問リハビリテーション	平成一九、一
社会福祉法人ひとつの会	防府市大字佐野一五二の一	デイサービスあおい苑	宇部市恩田町三丁目八番一	通所介護	平成二〇、四、一
有限会社まほろば	宇部市大字妻崎開作一〇一四の三	デイサービスまほろば	大字妻崎開作一〇一四の三	訪問介護	平成一九、一
株式会社むつちやん方	山口市徳地島五九〇の二	デイサービスむつちやん方	山口市徳地島五九〇の二	訪問介護	平成二〇、三、一
萩市	萩市大字江向五一〇	萩市無田ヶ原口デイサービスとずれ	萩市大字楢東一四三の一	訪問介護	平成二〇、三、一
特定非営利活動法人優喜会	光市大字岩田二四八八の二〇	デイサービスきらら	周南市城ヶ丘五丁目九番三六号	訪問介護	平成一九、二、一
株式会社山陽パルナーズ	周南市大字小松原一二三三の三	三丘温泉デイサービス	松原一二三三の三	訪問介護	平成二〇、三、一
社会福祉法人むべの里	宇部市大字東須恵三二〇の一	むべの里デイサービス	山陽小野田市住吉本町二丁目五番二二号	訪問介護	平成一九、五、一
美祢市	美祢市大嶺町東分三二六の一	美祢市立美東病院	美祢市美東町大田三八〇〇	訪問介護	平成一九、三、一
萩市	萩市大字江向五一〇	養護老人ホーム萩市指月園	萩市大字楢東一四六〇	訪問介護	平成一九、三、一
株式会社山陽パルナーズ	周南市大字小松原一二三三の三	三丘温泉デイサービス	周南市大字小松原一二三三の三	訪問介護	平成一九、三、一
医療法人社団慈生会	萩市大字山田四一四七の一	小規模多機能型居宅介護施設アセン	萩市大字福井一三五〇七の四	訪問介護	平成一九、四、一

山口県告示第二百四十五号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための居宅介護支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

居宅介護支援事業者 主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業者 所在地	指定年月日
株式会社愛優会 宇部市大字船木 九九九の一二	ケアママネセン ター未来 九七九の一二	大字船木 " "
株式会社無尽蔵 光市浅江七丁目 一七番七号	居宅介護支援事業 所ありがとう 一九三三の二	下松市大字河内 " "
社会福祉法人美 称市社会福祉協 分二八三の一	社会福祉法人美 称市社会福祉協 吉五三一三	美称市秋芳町秋 " "
" "	社会福祉法人美 称市社会福祉協 田五八七〇の一	美東町大 " "
" "	社会福祉法人美 称市社会福祉協 分二八三の一	大嶺町東 " "
株式会社山陽グ ローバルパート ナーズ 周南市大字小松 原一二三三の三	三丘温泉指定居 宅介護支援事業 所 周南市大字小松 原一二三三の三	" "

山口県告示第二百四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための施設介護を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

介護老人保健施設 名称	所在地	指定年月日
美称市介護老人保健施設グ リーンヒル美称	美称市大嶺町東分一三三三の一	平成二〇、三、二二

介護療養型医療施設
美称市立美東病院
美称市美東町大田三八〇〇
平成二〇、三、二二

山口県告示第二百四十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項の規定により、介護扶助のための介護予防を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関 成

介護予防事業者 住所又は主たる事務所の所在地	介護予防事業者 所在地	事業の種類	指定年月日
合同会社サ ポートセン ターぴつころ 宇部市あすと びあ五丁目一 六番二号	サポートセン ターぴつころ 宇部市あすと びあ五丁目一 六番二号	介護予 防訪問 介護	平成二〇、 四、一
社会福祉法人 ひとつの会 防府市大字佐 野一五二の一	ヘルパース 部あいおい苑 三丁目八番一 号	" "	" "
株式会社愛優 会 宇部市大字船 木九九九の一 二	ヘルパース テーション末 来 木九九九の一 二	" "	" "
萩市 萩市大字江向 五一〇	萩市ヘルパー ステーション 指月園 萩市大字椿東 一四六〇	" "	五、 " "
社会福祉法人 グリーンコー プ 福岡市博多区 博多駅中央街 八番三六号	ふくしサービ スセンターわ かば 訪問介護あり がとう	" "	四、 " "
株式会社無尽 蔵 光市浅江七丁 目一七番七号	訪問介護あり がとう	" "	" "
社会福祉法人 美称市社会福 祉協議会 美称市大嶺町 東分二八三三 の一	社会福祉法人 美称市社会福 祉協議会秋芳 事業所 美称市秋芳町 秋吉五三一三 の一	" "	三、二二
" "	社会福祉法人 美称市社会福 祉協議会美東 事業所 美称市大嶺町 大田五八七〇 の一	" "	" "

美祢市 社会福祉法人 くたまつ平成会	下松市生野屋 南一丁目一三番一号	宇部市大字東 須恵三二〇の	三丘温泉デイ サービスセン ター住吉	山陽小野田市 住吉本町二二 目五番一〇二	周南市大字小 松原一二三三	三丘温泉デイ サービスセン ター	光市虹ヶ丘三 丁目三番一五 号	萩市大字江向 五〇	萩市大字江向 五〇	宇部市大字妻 崎開作一〇一 四の三	宇部市恩田町 三丁目八番一 号	山陽小野田市 大字山川九〇 の一	美秋訪問看護 ステーション	大田三八〇〇 〇	社会福祉法人 美祢市社会福 祉協議会美祢 事業所	社会福祉法人 美祢市社会福 祉協議会美祢 事業所	社会福祉法人 美祢市社会福 祉協議会美祢 事業所
美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の	美祢市大嶺町 東分三二六の
病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院	病院
養介護予 介所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護	防介護予 活所短期 生活介護
平成二〇、 三、二二	平成一八、 〇、〇〇	平成二〇、 〇、〇〇	平成一八、 〇、〇〇	平成二〇、 〇、〇〇	平成一八、 〇、〇〇	平成二〇、 〇、〇〇	平成一八、 〇、〇〇	平成二〇、 〇、〇〇	平成一八、 〇、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇	平成一九、 七、〇〇

萩市 萩市大字江向 養護老人ホ
一四六〇 萩市大字椿東
介護特定
防設生入
居介護
活介護
居介護
防介護予
模多機能
宅介護
能介護

山口県告示第二百四十八号

生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第五十四条の二第一項の規定により、
介護扶助のための介護予防支援計画の作成を担当させる機関を次のとおり指定した。
平成二十年五月十六日
山口県知事 二井 関成

地域包括支援センター 主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
美祢市大嶺町東分三二六の一	美祢市秋芳地域包括支援センター	平成二〇、四、一
"	美祢市美東地域包括支援センター	"
"	美祢市美祢地域包括支援センター	"

山口県告示第二百四十九号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第三十条第二項の規定に基づき、土地
改良区の定款の変更を次のとおり認可した。
平成二十年五月十六日
山口県知事 二井 関成

土地改良区の名称	認可年月日
山口市小鱈土地改良区	平成二〇、五、七

山口県告示第二百五十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第一項の規定に基づき、新規土地改良事業の施行を次のとおり認可した。

平成二十年五月十六日

土地改良区の名称	柳井市土地改良区	施行地区	北町地区 西山地区	山口県知事	二井 関成	認可年月日	平成二〇、五、九
	"		"				"
		事業の種類	かんがい排水				"
			"				"
			"				"

山口県告示第二百五十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第一項の規定により、保安林を次のように指定する。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 保安林の所在場所

美祢市秋芳町嘉万字市井ヶ浴七四二の一

二 指定の目的

水源のかん養

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

- 1 次の森林については、主伐は、択伐による。
美祢市秋芳町嘉万字市井ヶ浴七四二の一（次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、美祢市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び美祢市建設経済部農林課に備え置いて縦覧に供する。）

一 保安林の所在場所

岩国市周東町差川字井堀三六七の二、三六七の七六、三六七の七七、三六七の七九、三六七の八一、三六七の一一六

阿武郡阿武町大字福田上字笹尾一一四、一一九、一二〇、字大元一二三、一二五、三一七の一、字作田原一二八の一、字石原奥一三〇、一三一、字清藤一四四の一、一四四の二、字石原三三八、字久瀬原六三六、字大亀若九三二の一から九三二の三まで、字立尾九五〇

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 次の森林については、主伐は、択伐による。

岩国市周東町差川字井堀三六七の七七・三六七の七九・三六七の一三六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

山口県告示第二百五十二号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十九条第三項の規定に基づき、遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 漁業権者の名称及び住所

玖北漁業協同組合 岩国市錦町広瀬四六の三

二 漁業権の免許番号

変	遊漁料の額	うなぎ	魚種	(一) 漁具又は漁法の制限の追加	手釣、竿釣、投網、たも網、籠及び箱	変	更	前	変	更	後	期	間	三 内共第三号 変更の内容 禁止区域及び期間の追加	四 変更後の遊漁規則の施行の日 平成二十年五月十七日	一 漁業者の名称及び住所 榎野川漁業協同組合 山口市平井三四〇の一 二 漁業権の免許番号 内共第八号 三 変更の内容 遊漁の方法	岩国市錦町広瀬字ウツ二六六一の二に設 置した標柱と同市錦町広瀬字長尾一二四 七の三に設置した標柱とを結んだ線から 下流同市錦町広瀬字の上二六九一の二 に設置した標柱と同市錦町広瀬字島の一 で一〇〇に設置した標柱とを結んだ線ま			
		石倉	漁具又は漁法		手釣、竿釣、投網、たも網、籠及び石倉													変	更	後
更		三個以内	制																	
前			限																	

ま	す	うなぎ、 こい、 ふなは	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	あ	ゆ	魚種
竿釣	竿釣	手釣(うなぎに限り、 かつ、投込み釣を除 く)、竿釣(リール を使用するものを除 く)	手釣(うなぎに限り、 かつ、投込み釣に限 る)、竿釣(リール を使用するものに限 る)、たも網	籠箱	投網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	竿釣、 たも網	漁具、 漁法
中学生	大 人	中 学 生	大 人	中 学 生 以 下 の 者	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	中 学 生 以 下 の 者	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	大 人	区遊漁者の 分
一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	一 年	一 日	期 間
七 百 円	四 千 五 百 円	千 五 百 円	千 五 百 円	五 百 円	三 千 円	五 百 円	二 千 二 百 円	七 百 円	四 千 五 百 円	千 五 百 円	七 百 円	七 千 五 百 円	二 千 二 百 円	七 百 円	四 千 五 百 円	千 五 百 円	千 五 百 円	千 五 百 円	千 五 百 円	千 五 百 円	遊 漁 料

うなぎ、こい、ふな		うなぎ		あゆ、こい、ふな		あゆ		魚種		変		更		後			
手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣を除く)、竿釣(リールを使用するものを除く)		手釣(うなぎに限り、かつ、投込み釣に限る)、竿釣(リールを使用するものに限り、たも網)		石倉		籠、箱		投網		竿釣、たも網		遊漁者の区分		期間		遊漁料	
大人	中学生以下	大人	中学生以下	大人	中学生以下	大人	中学生以下	中学生以下	大人	区	一年	一日	一年	一日	二千二百円	七千五百円	二千二百円
一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	中学生以下	一年	一日	一年	一日	二千二百円	七千五百円	二千二百円
三千円	五百円	二千二百円	七百元	四千五百円	千五百円	石倉の数に五百円を乗じて得た額を四千五百円に加算した額	二千二百円	四千五百円	七千五百円	中学生以下	二千二百円	七百元	四千五百円	千五百円	二千二百円	七千五百円	二千二百円

備考 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。

か		か		か		か		か		か	
籠、箱		籠、箱		籠、箱		籠、箱		籠、箱		籠、箱	
中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生	中学生
一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日	一年	一日
五百円	千五百円	六千円	三千円	千五百円	四千五百円	七百元	二千二百円	千五百円	四千五百円	七百元	二千二百円

備考

- 小学生以下の者は手釣又は竿釣に限り無料とし、肢体不自由者の遊漁料の額は年券については当該遊漁料の額の五割に相当する額とする。
- 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために遊漁料を納付した者が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合は、新たに納付した遊漁料の額が既に納付した遊漁料の額以下であるときは、遊漁料の納付を要しない。
- 特定の魚種を特定の漁具又は漁法により採捕するために一年分の遊漁料を納付した者(うなぎ、こい、はや又はふなを手釣(投込み釣を除く)又は竿釣(リールを使用するものを除く))により採捕するために遊漁料を納付した者を除く。(が、当該納付に係る期間と同一の期間において新たに他の魚種を採捕し、又は他の漁具若しくは漁法により採捕しようとする場合(あゆ、こい、はや又はふなを投網により採捕しようとする場合を除く))の遊漁料の額は、前記の遊漁料の額から既に納付した遊漁料の額を控除した金額(当該金額が零に満たない場合には、零)とする。

四 変更後の遊漁規則の施行の日
平成二十年五月十七日

山口県告示第二五十三号
道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第二項の規定により、次のとおり道

路の供用を開始する。
 その関係図面は、平成二十年五月十六日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 宇田須佐線	萩市大字須佐字笠松三三〇の一地先から同市同大字字笹松五〇八五の一地先まで	平成二十年五月十七日

山口県告示第二百五十四号

山口県収入証紙の売りさばき人の指定に関する告示（昭和四十一年山口県告示第四百六十六号）の一部を次のように改正する。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

山口南交通安全協会会長 松永 義雄	〃 小郡下郷 三八四の一	山口南交通安全協会	〃 小郡下郷 三八四の一 山口県山口南警察署	〃
-------------------	--------------	-----------	------------------------	---

一の表小郡交通安全協会会長 松永義雄の項を次のように改める。



(二〇八) 国土調査の成果の認証

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により、国土調査の成果を次のとおり認証しました。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 国土調査を行った者の名称等

名称	国土調査を行った期間	成果の名称	国土調査を行った地域
秋芳町	平成十八年五月二日から平成二十年二月十六日まで	秋芳町地籍簿	大字別府の一部

二 認証年月日

平成二十年五月十六日

(二〇九) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成二十年一月四日山口県公告（一）に係る大規模小売店舗について次のとおり長門市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十年五月十六日から同年六月十六日までの間、山口県商工労働部商政課及び長門市経済振興部商工観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 スーパードラッグコスモス長門東深川店

所在地 長門市東深川二三〇六の四

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(二一〇) 貸金業者の登録の取消し

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第二十四条の六の五第一項第一号の規定により、次のとおり貸金業者の登録を取り消しました。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

商号又は名称	代表者の氏名	主たる営業所等の所在地	登録番号	登月日録	登録取消年月日
株式会社へスト	柳 光植	防府市鞠生町六番六号	(1)山口県知事 第一〇一五〇九号	平成一九、二九年	平成二〇、八年

(二二一) 土地改良区の役員の名及び住所の届出
 土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、土地改良区から次のとおり役員の名及び住所の届出がありました。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

一 就任した役員		二 退任した役員	
土地改良区	理事の別氏名	土地改良区	理事の別氏名
下松土地改良区	近藤 政司 八木 誠 松村 文雄 金近 健治 清水 芳則 吉岡 民夫 相本 正喜 下村 和美	下松市生野屋五丁目五番一七号 大字末武上四六二の一 清瀬町一丁目一四番一四号 瑞穂町三丁目一四番一四号 望町三丁目一四番一四号 潮音町四丁目一三番五号 西柳一丁目六番二八号 大字末武中一二九二	下松市生野屋三丁目一番一八号 南花岡三丁目三番七号 清瀬町一丁目一番三〇号 潮音町四丁目一三番五号 望町三丁目一四番一四号 潮音町六丁目一八番二八号 西柳一丁目六番二八号 生野屋五丁目五番一七号 大字末武中一二九二

(二二二) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
基本測量(国土調査及び確定測量に伴う基準点測量)
- 二 作業の地域
下関市、防府市、長門市、美祢市及び阿武郡阿東町
- 三 作業の期間
平成二十年六月十二日から平成二十一年二月二十七日まで

(二二三) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第九号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十年五月十六日

山口県知事 二井 関成

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
下松市南花岡一丁目
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
下松市南花岡一丁目一六番一〇号
有限会社ヒット工務店



公告

平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の実施

平成二十一年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験を次のとおり実施します。

平成二十年五月十六日

山口県教育委員会

一 目的

この試験は、平成二十一年度における教員（山口県公立学校教員の採用に関する規則（平成三年山口県教育委員会規則第三号）第一条に規定する教員をいう。）としての採用を志願する者について、その採用に当たつての選考資料とするために実施するものです。

二 選考区分、校種等、教科（科目等）及び採用見込者数

選考区分並びに試験を行う校種等、教科（科目等）及び採用見込者数は、次の表のとおりです。

選考区分	校種等	教科（科目等）	採用見込者数
一般	高等学校（特別支援学校の高等部を含む。以下同じ。）	国語 地理歴史（日本史） 化学 生物 保健体育 数学 理科（物理） 外国語（英語） 工業系 農業（畜産系） 農林畜産系 土木建築系 商工	七十二人程度 数学 七人程度 保健体育 七人程度 外国語（英語） 六人程度 理科 六人程度 社会 三人程度 その他 一人程度
選考	中学校（特別支援学校の中学部を含む。以下同じ。）	国語 社会 数学 家庭 外国語（英語） 体育 技術 理科 音楽 美術 保健	四十二人程度 数学 十人程度 保健体育 八人程度 外国語（英語） 七人程度 理科 六人程度 社会 三人程度 その他 一人程度
考	小学校（特別支援学校の小学部を含む。以下同じ。）		七十四人程度 数学 十人程度 保健体育 八人程度 外国語（英語） 七人程度 理科 六人程度 社会 三人程度 その他 一人程度

一

特別支援学校 小学部	特別支援学校 中学部	特別支援学校 高等部	養護教諭	社会人			スポーツ		看護科		身体障害者			
				小	中	高	中	高	特別支援学校 高等部	中	高	小	中	高
一人程度	一人程度	一人程度	二人程度	八人程度	若干人	若干人	若干人	若干人	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度	一人程度

注 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の校種等における採用者については、小学校、中学校及び高等学校との人事交流は行いません。

三 受験資格

(一) 一般選考

- 1 次のいずれかに該当する者
- (1) 昭和四十九年四月二日（高等学校の農業、工業及び商業の教科の志願者にあつては、昭和四十四年四月二日）以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小
- (2) 昭和三十九年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小

学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）

(3) 平成二十年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第二次試験の不合格者のうち総合成績がAであるもの（平成二十年度と同一の選考区分の校種等の教科（科目等）を志願する場合に限る。以下、「特別志願者」という。）

2 教育職員免許法（昭和二十四年法律第百四十七号）に基づき授与された各相当の普通免許状を有する者又は平成二十一年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

3 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第九条各号及び地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号並びに民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）附則第三条第三項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者のいづれにも該当しない者

4 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者にあつては、教育職員免許法に基づき授与された盲学校、聾学校、養護学校又は特別支援学校の教員の普通免許状を有する者又は平成二十一年三月三十一日までに当該普通免許状を有する者となる見込みの者

(二) 社会人特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。

1 民間企業等に五年以上継続勤務する者

2 昭和四十四年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者

3 (一)の2及び3に掲げる者

(三) スポーツ・芸術特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。

1 次のいづれかに該当する者

(1) オリンピック競技大会、世界選手権大会等の国際的な規模のスポーツの競技会に日本代表選手として出場した者又は日本選手権大会等の全国的な規模のスポーツの競技会に出場して四位以内に入賞し、かつ、その競技に係る技能を一定の期間維持した者（団体で競技する種目にあつては、正選手であつた者に限る。）

(2) 芸術の分野における国際的なコンクール、展覧会等において優秀な成績を収めた者又は全国的なコンクール、展覧会等において極めて優秀な成績を収めた者

2 昭和四十九年四月二日以降に生まれた者又は特例志願者

3 (一)の2及び3に掲げる者

(四) 看護科・理療科教諭特別選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。

1 次のいづれかに該当する者

(1) (一)の2に掲げる者

(2) 看護師免許証を有し、看護師、保健師又は助産師として通算して五年以上の実務経験を有する者（看護の教科について志願する場合に限る。）

(3) あん摩マッサージ指圧師免許証、はり師免許証及びきゅう師免許証を有し、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師として五年以上の実務経験を有する者（理療の教科について志願する場合に限る。）

2 次のいづれかに該当する者

(1) 昭和四十四年四月二日以降に生まれた者

(2) 昭和三十九年四月二日以降に生まれ、現に他の都道府県において国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校在職している教員（任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。）

3 (一)の3に掲げる者

(五) 身体障害者を対象とした選考

教員としての採用を志願する者で次のいづれにも該当するものが受験できます。

1 身体障害者手帳の交付を受けている者

2 職務の遂行について介護を要しない者

3 (一)に掲げる者

四 受付の期間等

平成二十年五月十六日（金曜日）から同年六月六日（金曜日）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分まで受け付けます（郵送の場合は、六月六日までの消印のあるものに限ります。）

なお、郵送の場合は、封筒の表に「教員志願書類在中」の表示並びに試験地、選考区分、校種等及び教科名を朱書きし、平成二十年六月一日以降は、すべて速達としてください。

五 志願手続

志願者は、次に掲げる書類等を、山口県教育庁教職員課（山口市滝町一番一号）郵便番号七五三―八五〇―（一）に提出してください。

ただし、(七)に掲げる書類のうち、合格を証明できる書類の写し又は成績を証明できる書類の写しの提出者は、第一次試験の初日に(七)に掲げる書類の原本を持参してください。

なお、(一)から(五)までに掲げる書類は、山口県教育委員会が作成した用紙を使用して

ください。

- (一) 教員採用志願書
- (二) 受験票
- (三) 志願登録票
- (四) 自己推薦票
- (五) 社会人、スポーツ・芸術、看護科・理療科教諭特別選考志願者申告票
- (六) 現に国公立学校又は私立学校に在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)にあつては、その所属する学校の校長が発行する在職証明書
- (七) 中学校及び高等学校の外国語(英語)の志願者のうち次の表の上欄に掲げるもの(以下「特定資格保有者」という。)にあつては、同表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める書類

区 分	書 類
財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定一級合格者	同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し
国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百九十点以上(コンピュータ版のものにあつては、四百三十三点以上)、インターネット版のものにあつては、九十七点以上)を取得した者	成績を証明できる書類の写し
財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて八百六十点以上を取得した者	成績を証明できる書類の写し

- (八) スポーツ・芸術特別選考の志願者にあつては、競技歴並びに入賞した競技会、コンクール等の正式名称、主催者、開催の年月日、開催の場所及び成績を記載した書面並びに当該成績を確認することができる書類の写し(当該書面及び書類の写しの用紙の大きさは、日本工業規格A列四とする。)
- (九) 身体障害者を対象とした選考の志願者にあつては、身体障害者手帳の写し
- 六 インターネットを利用する方法による志願手続
 - (一) 一般選考の志願者(五の(六)及び(七)に規定する者を除く。)は、インターネットを利用する方法により志願することができます。
 - (二) 志願の受付期間
平成二十年五月十六日(金曜日)午前九時から同月三十日(金曜日)午後五時まで
- 七 志願上の留意点
 - (一) 志願書類等が不備であるものは、受理しません。

- (二) 受験票は、七月上旬に送付します。
- (三) 志願は、二の表に掲げる校種等の教科(科目等)のいずれか一に限りすることができます。
- ただし、スポーツ・芸術特別選考の志願者は、同一の教科(科目等)について二以上の校種等を志願することができます。
- (四) 志願書類受付後の選考区分、校種等及び試験地の変更は、認めません。
- (五) 車いすの使用、点字による受験等を希望する場合は、出願前に連絡してください。

八 志願書類の請求

志願に必要な書類は、山口県教育庁教職員課に請求してください。郵便で請求する場合は、封筒の表に「教員志願書類請求」と朱書きし、百四十円分の切手をはったあて先及び郵便番号を明記した返信用封筒(縦三十三センチメートル以上、横二十四センチメートル以上のもの)を必ず同封してください。同時に二部請求する場合には、六十円分の切手を、三部又は四部請求する場合には、百円分の切手を割増郵送料として追加してください。

九 受験資格等の確認に必要な書類の提出

次に掲げる書類等を第一次試験の初日(特例志願者にあつては、第二次試験の初日)に提出してください。

- なお、(一)から(七)までに掲げる書類等は、試験地、選考区分、校種等及び教科(科目等)を表に明記した封筒に入れて提出してください。
- (一) 整理票
- (二) 志願しようとする校種等の受験資格に係る免許状の写し又は免許状取得見込証明書(聴講生又は科目等履修生として単位修得中の者にあつては、受講証明書及び卒業した大学の単位修得証明書)
- (三) (二)に掲げるもののほか、志願者が有する普通免許状(校種等及び教科が同一であるもの)については、そのうち最も上位であるものに限る。()の写し又は免許状取得見込証明書
- (四) 最終卒業学校又は在学中の学校の成績証明書(開封無効)(大学院等の修了者及び在学者並びに大学を卒業した後通信教育を受講した者及び受講中の者にあつては卒業した大学の成績証明書、教員養成機関の卒業生及び卒業見込みの者にあつては当該教員養成機関の成績証明書、短期大学等を卒業した後四年制大学へ編入学した者にあつては卒業した短期大学等の成績証明書及び編入学した四年制大学の成績証明書)
- (五) 司書教諭の講習を修了した者にあつては、修了証書の写し

第一次試験		区分
平成二十年七月十九日(土) 二十日(日) 二十一日(月)		期日
山口県		試験地
看護科・理療科 特別選考	スポーツ・芸術 特別選考	社会人特別選考
一般選考	一般選考	一般選考
特別支援学校高等部(理療)	高等学校(看護)	高等学校(音楽・美術)
山口県立山口中央高等学校	山口県立山口中央高等学校	山口県立山口高等学校
山口市宮島町六番一号	山口市系米二丁目九番二号	山口市黒川二五八〇の一

(六) 財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定二級合格者(特定資格保有者を除く。)にあつては同協会の発行する合格証明書(開封無効)又は合格を証明できる書類の写し、国際教育交換協議会が実施するTOEFLにおいて五百点以上(コンピュータ版のものにあつては百七十三点以上、インターネット版のものにあつては六十一点以上)を取得した者及び財団法人国際ビジネスコミュニケーション協会が実施するTOEICにおいて六百五十点以上を取得した者(特定資格保有者を除く。)にあつては成績を証明できる書類の写し

(七) 看護科・理療科特別選考の志願者にあつては、看護師免許証の写し又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し、はり師免許証の写し及びきゅう師免許証の写し試験の期日及び会場

平成二十年七月十九日(土)		期日
筆記試験	実技試験	受 付
教科専門	その他	連 絡
小学校の音楽、美術、保健体育、技術、家庭及び外国語の志願者(特定資格保有者を除く)、高等学校の保健体育、芸術及び外国語の志願者(特定資格保有者を除く)並びに養護教諭の志願者	美術実技(中学校の美術の志願者) 音楽実技(高等学校の音楽の志願者) 技術実技(中学校の技術の志願者) 家庭実技(中学校の家庭の志願者) 英語リスニング(中学校及び高等学校の英語の志願者)	午前九時から午前十時まで 午前十時から午前十一時まで 午前十一時から午後二時まで 午後二時から午後三時まで 午後三時から午後四時まで 午後四時から午後五時まで 午後五時から午後六時まで

十一 試験の実施事項及び日程

(一) 第一次試験

1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。

3 中学校(数学 理科)及び高等学校(数学 理科 農業 工業 商業)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

注 1 特別志願者に対しては、第一次試験を免除します。

2 特別支援学校小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校の試験地でそれぞれ受験することになります。

3 中学校(数学 理科)及び高等学校(数学 理科 農業 工業 商業)の志願者は、第一次試験について、山口県又は神奈川県内のいずれかの試験地を選ぶことができます。

第二次試験	平成二十年八月十三日(土) 十四日(日)	期日
山口県	神奈川県	試験地
一般選考	一般選考	区分
養護教諭	養護教諭	試験科目
山口県立山口高等学校	山口県立山口高等学校	会場
山口市系米二丁目九番一号	山口市系米二丁目九番一号	所在地

期日	実施事項	日	程	筆記試験		面接		試験	実技	受
				特別支援学校(小学部、中学部、高等学校)及び高等部の志願者	個人面接Ⅰ(志願者全員)	音楽実技(中学校の音楽の志願者)	特別支援教育専門(特別支援学校小学部、中学部、高等学校)及び高等部の志願者			
平成二十年七月二十一日(日曜日)	音楽実技(小学校の志願者)	午前八時三十分から午前九時二十分まで	付	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	音楽実技(小学校の志願者)	音楽実技(小学校の志願者)	受
平成二十年七月二十一日(日曜日)	養護に関する実技(養護教諭の志願者)	午前八時三十分から午前九時二十分まで	付	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	午前九時三十分から午後五時まで	養護に関する実技(養護教諭の志願者)	養護に関する実技(養護教諭の志願者)	受
平成二十年七月二十一日(日曜日)	英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者)	午前九時四十分から午後五時三十分まで	付	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者)	英語スピーキング(中学校及び高等学校の英語の志願者)	受
平成二十年七月二十一日(日曜日)	体育実技(中学校及び高等学校の保健体育の志願者)	午前九時四十分から午後五時三十分まで	付	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	午前九時四十分から午後五時三十分まで	体育実技(中学校及び高等学校の保健体育の志願者)	体育実技(中学校及び高等学校の保健体育の志願者)	受

注 1 現に他の都道府県において一般選考に相当する選考区分又は身体障害者を対象とした選考に相当する選考区分により採用されて国公立の小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は特別支援学校在職している教員(任期を定めて任用される者及び非常勤である者を除く。)に対しては、教職専門に係る筆記試験を免除します。

2 特定資格保有者に対しては、教科専門に係る筆記試験の一部を免除します。

3 特別支援学校小学部、中学部及び高等部の志願者の教科専門及び実技は、小学部は小学校、中学部は中学校、高等部は高等学校でそれぞれ受験することになります。

2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

区	分	内	容	筆記試験		試験		技	
				養護教諭	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	養護教諭	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	技術実技	特別支援(小学部、中学部、高等学校)
小	集	論	文	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	技術実技(中学校及び特別支援学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)
個人面接Ⅱ	個人面接Ⅰ	面接	面接	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	技術実技(中学校及び特別支援学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)
午前九時三十分から午後五時二十分まで	午前九時三十分から午後五時二十分まで	午前九時三十分から午後五時二十分まで	午前九時三十分から午後五時二十分まで	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)	技術実技(中学校及び特別支援学校)	特別支援(小学部、中学部、高等学校)

十二 試験の内容

(一) 第一次試験

1 一般選考及び身体障害者を対象とした選考

個人面接 I	実	
	家庭実技 (中学校及び特別支援学校 等部の家庭の志願者)	被服製作及び調理実習に関する基礎実技
個人面接	英語リスニング (中学校、高等学校並びに 特別支援学校等部及び高 等部の英語の志願者)	リスニングテスト
	英語スピーキング (中学校、高等学校並びに 特別支援学校等部及び高 等部の英語の志願者)	スピーキングテスト
個人面接	養護に関する実技 (養護教諭の志願者)	救急法等養護教諭として必要な実技

2 社会人特別選考、スポーツ・芸術特別選考及び看護科・理療科教諭特別選考

面接試験 A	個人面接	内容
面接試験 B	個人面接	内容

(二) 第二次試験

区分	内容
適性検査	公立学校の教員としての適性についての検査
小論文	小論文
集団面接	模擬授業及び討議
個人面接 II	個人面接

十三 第一次試験の合格者の発表日等

平成二十年八月十一日(月曜日)とし、同日午前十時に合格者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示するとともに、受験者全員に文書で結果を通知します。なお、不合格者に対しては、総合成績の上位からA、B、C、D及びEの五段階に区分して選考結果を通知します。

十四 採用候補者名簿への登載等

- (一) 第二次試験の結果に基づき、採用候補者を採用候補者名簿に登載し、平成二十年九月二十五日(木曜日)午前十時に採用候補者名簿に登載された者の受験番号を山口県庁インフォメーションプラザ内の掲示板に掲示します。
- また、第二次試験の受験者全員に文書で登載の有無を通知します。
- (二) 第二次試験の不合格者に対し、総合成績の上位からA、B及びCの三段階に区分して選考結果を通知します。
- (三) 第二次試験の不合格者のうち、総合成績がAであるものに対しては、平成二十二年度山口県公立学校教員採用候補者選考試験の第一次試験(平成二十一年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。
- (四) 採用候補者名簿に登載された者で大学院へ進学するために採用を辞退したもののうち、次のいずれにも該当するものに対しては、平成二十三年度山口県公立学校教員採用候補者試験の第一次試験(平成二十一年度と同一の選考区分の校種等の教科(科目等)を志願する場合に限る。)を免除します。
 - 1 平成二十三年三月三十一日までに大学院の修士課程を修了する見込みの者
 - 2 平成二十三年三月三十一日までに教育職員免許法に基づき授与された各相当の専修免許状を有する者となる見込みの者
- (五) 採用候補者の選考に当たっては、志願する校種等及び教科以外の校種等及び教科に係る普通免許状の取得状況、司書教諭の講習の受講状況並びに英語に関する能力に関する試験の成績についても考慮します。なお、平成二十一年三月三十一日までに当該普通免許状の取得ができない場合又は当該講習を修了することができない場合は、採用候補者名簿から抹消することがあります。
- (六) 採用候補者名簿に登載された者のうち平成二十一年三月三十一日までに三(一)の2又は4の普通免許状を取得する見込みの者が同日までに当該普通免許状の取得ができない場合は、採用候補者名簿から抹消します。
- (七) 採用は、採用候補者名簿に登載された者のうちから必要に応じて決定します。
- (八) 日本の国籍を有しない者については、任用の期限を付さない常勤の講師として採用します。

十五 給与

給料(義務教育等教員特別手当を含む。)は、原則として一月当たり次の表のとおり支給されますが、このほか、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等がそれぞれの支給要件に応じて支給されます。

校種	資格
	博士の学位を有する者
	修士の学位を有する者
	学士の学位を有する者
	短期大学士の学位又は準学士の称号を有する者

高等学校	二八五、八三六円	二三八、三七六円	二二四、二八八円	一八七、二八八円
中学校	三〇八、〇三六円	一五八、三三六円	一三三、一六〇円	一〇三、〇一〇円
特別支援学校				

注 給費の巨額化、平成二十年四月一日現在のものをいす。

十六 その他

- (一) 連絡場所を変更した場合又は就職その他の事情により志願を辞退する場合は、必ずその旨を山口県教育庁教職員課(電話〇八三一九三三―四五五〇)に連絡していただく。
- (二) この試験について不明な点がある場合は、山口県教育庁教職員課に問い合わせたれ。

選挙管理委員会

山口県選挙管理委員会告示第四十二号

当選者谷根正共(昭和二十三年共選総区九十四号)兼十七区選一區の被選者より、平成二十年四月一日以後、政治活動(選挙運動を含む。)のため秘密を破り、又は投票を妨害しむる行為をなした当選区長の選挙権を、次のとおり定める。

平成二十年五月十六日

山口県選挙管理委員会事務長 野田 健 一

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
青空会政治連盟	藤本 武幸	大橋 誠	岩国市室の木町4丁目25番35号
伊藤央後援会	伊藤 央	伊藤 央	防府市大字奈美521の3
川上かずのぶ後援会	川上 和恒	藤本 雄二	宇部市大字東岐波38800の4
北角よしゆき後援会	田村 茂照	北角 祐香	山口市中央5丁目8番12号
北角よしゆき政策研究会	北角 嘉幸	"	"
倉住栄後援会	水木 績	田中 正	周南市樺町2丁目21

くらなり幹也後援会	末廣 光啓	瀬川 昭	山口市平井1375
近藤勇次郎後援会	近藤勇次郎	近藤 暁	岩国市周東町西長野309の6
坂本誠後援会	大原 真	古川 一正	" 周東町相生69003の2
定宗正人後援会	山本 巽	龍山 晃	下関市伊倉本町17番6号
志動塾	伊藤 央	野田 文央	防府市大字奈美521の3
翔の会	野村 達生	武藤 逸男	下関市長府黒門南町5番11号
新宅謙次郎後援会	岡本 利生	伊藤 健男	山口市陶1928
水津ユリ子後援会	斉藤 義久	水津ユリ子	萩市大字江向139の13
杉本孝夫後援会	松並 基成	吉賀 尊博	玖珂郡和木町和木2丁目3番16号
杉山憲生後援会	杉山 憲生	村田 伸一	岩国市周東町上久原2338の4
政治結社征健塾	神本 英紀	山本 将輝	下松市大字河内551の5
惣田克彦後援会	中山 晋次	中山 晋次	熊毛郡田布施町大字麻郷533の11
田中義一後援会	金田 愷	戸津川修三	下関市王司本町4丁目6番40号
T.E.A.M.新一步。	野田 文央	伊藤 央	防府市天神1丁目1番25号
町民の声を生かす会	清水 健二	清水 健二	熊毛郡田布施町大字麻郷581の4
豊中俊行後援会	重岡 伸明	鈴木 龍也	岩国市由宇町南2丁目1番16号
西村生則後援会	山影 善則	西村 輝栄	萩市大字紫福3329
のうの勇治後援会	南野 勇治	大下 洋	長門市仙崎1286
松田弾六後援会	坂田 省己	国増 一幸	下関市菊川町大字吉賀2438
松本周一後援会	松本 周一	松本 勝子	柳井市大畠916

本永勝昭後援会	内田 元彦	明德 健治	山口市阿知須4243の12
山本俊昭後援会	國安 克行	山本 裕一	〃 小郡上郷2623の1
吉津弘昭後援会	小野 一二	臼鶴 睦央	長門市仙崎650の1
吉見明芳後援会	吉見 明芳	吉見 浩子	萩市大字椿2801の5

山口県選挙管理委員会告示第四十四号

山口県知事選挙の執行に当たり、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第二十一条第二項の規定による選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録を行う日及び縦覧に供する期間を次のとおり定めた。

平成二十年五月十六日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆 司

- 一 被登録資格の決定の基準となる日
平成二十年七月十六日。ただし、年齢については、選挙の期日とする。
- 二 登録を行う日
平成二十年七月十六日
- 三 縦覧に供する期間
平成二十年七月十七日

平成二十年五月十六日印刷
發行

發行人所

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円（送料共）